

金融機関からの借入に係る信用保証料を市が負担(補給)します

(市が直接融資を行う制度ではありません。金融機関や信用保証協会の事前審査があります。)

支援内容

1 融資あたり10万円を限度に補給

例① 信用保証料が15万円の場合は上限額10万円を支給

例② 信用保証料が8万円の場合は8万円を支給

支援対象者

市内に主たる事業所がある中小・小規模事業者

《法人》

- 苫小牧市内に本店登記又は支店登記を行っていること。
- 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人事業者
- 資本金の額又は出資の総額の定めがない法人である場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下である法人事業者

《個人》

- 苫小牧市内に住所を有している者。

対象の保証料

- 令和3年4月1日以降に「セーフティネット保証4号」「セーフティネット保証5号」「危機関連保証」いずれかの認定を受け、運転資金を借入れた融資の際に支払った信用保証料

※ セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証については、国の定めにより対象業種の変更や、指定期間が変更になる場合があります。

取扱金融機関

北海道銀行、北陸銀行、北洋銀行、苫小牧信用金庫、室蘭信用金庫、北央信用組合が市内店舗で実施する融資

補給対象期間

令和4年1月31日(月)融資実行分まで(申請〆切:2月28日(月))

※但し、予算を超える申請があった場合には期間が短くなる場合があります。

【申請期限】 令和4年2月28日(月)

【申請先】 〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市産業経済部商業振興課
(苫小牧市緊急経済対策給付金室)

※ 事業者又は金融機関による申請をお願いします。

【問合わせ】 0144-32-6445 8:45~17:15(平日)



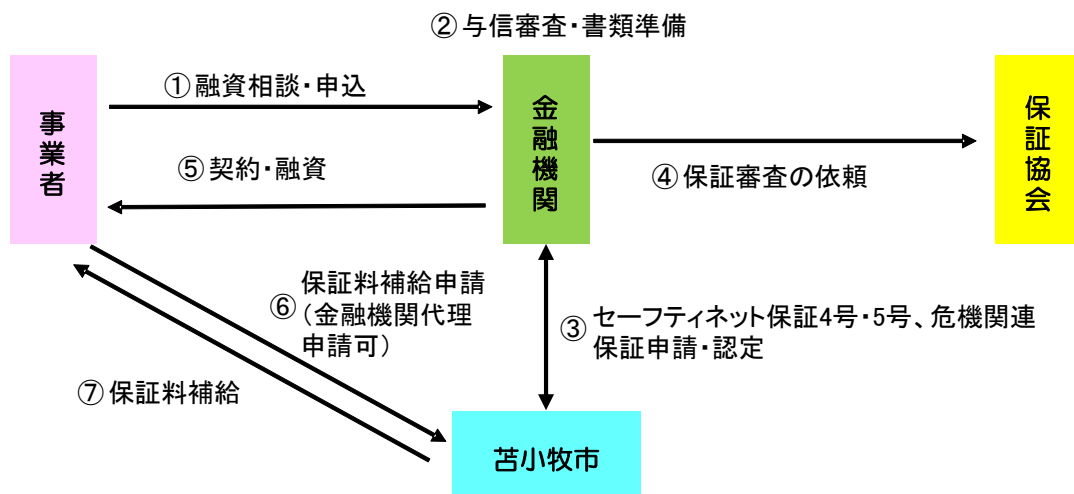
必要書類

- 1 新型コロナウイルス対策融資信用保証料補給金交付申請書（様式第1号）
各金融機関、市ホームページ等で御確認ください。
- 2 新型コロナウイルス対策融資実行通知書（様式第2号）
融資実行金融機関が作成します。金融機関にお問い合わせください。
- 3 信用保証決定のお知らせ(お客様用)または信用保証書(金融機関宛)
北海道信用保証協会が発行したものにります。
- 4 苫小牧市が令和3年4月1日以降に認定した「セーフティネット保証4号」「セーフティネット保証5号」「危機関連保証」いずれかの複写
※お手元がない場合は、市へご相談ください。

補給対象外

- 設備資金等、運転資金以外の用途のもの
- 苫小牧市小規模企業経営改善資金(別途保証料補給制度あり)

支援の流れ



- 新型コロナウイルス感染症の影響が拡大している状況下において、本手続きを円滑に進めるため、可能な限り**金融機関による代理申請**のご協力をお願いします。
- 繰上完済し信用保証料の返戻が発生した場合でも、返還は求めません。
- 融資に関するご相談は、各金融機関にお問い合わせください。
- 補給に関することは、苫小牧市にお問い合わせください。